

第1-1号様式 (独立柱等への新設)

令和8年度改版

※第2-1号様式「防犯灯(独立柱等)の新設工事に伴う同意書」も併せてご提出ください。

防犯灯設置等助成金交付申請書

令和 年 月 日

松山市防犯協会
会長 野志 克仁 様

申請者 (設置者)

助成が決定したのち、電気料金の請求を貴町内会等と合致させるために必要です。四国電力の請求明細書をご確認ください。

※町内会等で支払っているどの番号でも可。

四国電力お客様番号 (契約種別: 公衆街路灯 A) ハイフンを抜くと12または13桁になります。									
5	1								

町内会等名	
役職名	
フリガナ	
氏名	署名又は記名押印 印
住所	松山市
電話番号	

次のとおり、防犯灯設置等助成金の交付を受けたいので申請します。
防犯灯は、町内会・自治会等の所有であり維持管理をいたします。
この助成金の請求受領に関する一切の権限は、工事組合に委任します。

工事内容	LED防犯灯 (10W以下) 新設		
設置場所	設置住所:		
助成金額	工事費	その他費用※	合計
	円	円	円

太枠の部分を町内会・自治会等でご記入ください。

住宅地図のコピーに設置希望場所を「赤丸」で表示し、必ず添付してください。

※島しょ部のフェリー代です。設置場所の状況により発生したその他経費は助成できません。

防犯灯設置等助成金交付決定書

令和 年 月 日

申請のありました防犯灯設置等助成金を交付することに決定いたしました。

松山市防犯協会会長 野志 克仁 印

《申請にあたっての注意事項》

この申請書は、町内会や自治会などの団体が生活道路を照らす防犯灯を町内会等が所有する独立柱に新設する場合の申請書です。設置を希望する防犯灯1灯ごとに提出してください。

《下記をお読みいただき申請してください。》

設置後の苦情や、他の場所への移設、撤去などは、申請者(町内会等)で対応していただきますので、設置場所や灯数などの詳細を団体内や設置場所の近隣にお住まいの方などと、事前に十分協議してください。

1. 提出書類 以下①～③の準備ができましたら提出してください。

- ①防犯灯設置等助成金交付申請書の原本(第1-1号様式(独立柱))※この書類です。
- ②防犯灯(独立柱等)の新設工事に伴う同意書の原本(第2-1号様式)
※同意者氏名欄にポールを設置する土地の所有者へ記名押印を依頼してください。
- ③住宅地図のコピー等(防犯灯設置場所に赤色で印をつけてください)

2. 受付期間 3月末・6月末・9月末・12月末※が締め切りです。

随時受け付けています。ただし、年度内に設置できるのは※令和8年12月28日受付分までです。

- ◆各締め切りの翌月にまとめて審査・決定しますので、申請から設置までに数か月かかります。
- ◆審査の結果、助成が認められない場合があります。

3. 審査のポイント

- ◆以下の場合には助成できません。
 - ・直線10メートル未満に防犯灯があり、機能しているとき。
 - ・軒下への設置、老朽化した既設ポール(木柱含む)への設置
- ◆下記に基づき優先順位を決めて実施します。
 - ・多くの人を通る生活道路(交差点・通学路・市道)への設置。
 - ・電柱への設置。
 - ・既存の防犯灯との距離が30メートル以上離れている。
- ◆助成が認められない場合がありますので、独立柱は助成決定後に設置してください。

4. 申請から設置まで

- ◆審査に伴い、助成が決定し設置するまでに数か月かかる場合があります。

5. 提出先

新設の申請書は、署名または記名押印した原本を松山市防犯協会事務局(市民防災安全課内)
または各支所・出張所へご提出ください。

松山市防犯灯 申請



申請書は上記窓口に置いているほか、市ホームページからダウンロードできます。

【お問い合わせは、松山市防犯協会事務局まで】

〒790-8571 松山市二番町四丁目7番地2(本館5階市民防災安全課内)

電話:948-6736 FAX:934-3157